

12月16日～31日の行事予定

日・曜日	行事名	場所	時間	内容
16 金	心配ごと相談	はつらつ苑	午後1:30～午後4:00	担当：田村鉄夫相談員
	浜田健康教室	浜田コミュニティセンター	午後2:00～午後3:30	健康に関するお話ほか。 浜田自治会の方はどなたでもご参加ください。
19 月	滝の間健康教室	滝の間自治会館	午後2:00～午後3:30	健康に関するお話ほか。 滝の間自治会の方はどなたでもご参加ください。
20 火	岩館婦人会古紙回収	岩館地区	午前7:30～午前8:30	対象：ダンボール・新聞紙・雑誌・牛乳パック・アルミ缶
	八森第1泰山会古紙回収	八森第1自治会		午前9時までに自宅前に出してください。
	しらかみキッズワイワイ広場	八森保健センター	集合：午前10:00	対象：子ども園入園前の子どもと保護者 内容：クリスマス会
	交流サロン「らべんだー」	はつらつ苑	午後1:30～午後3:30	陽だまりの会会員がおいしいコーヒー、お茶を準備してお待ちしております。「ほっとした時間を過ごしたい」「誰かと話したい」「近くに来たついでに」どなたでもお気軽にお立ち寄り下さい。
	ほっと健康相談日		午後1:30～午後4:00	心の悩みなどの健康相談に応じます。お気軽においでください。 担当保健師 柴田
21 水	心配ごと相談	八森地域福祉センター	午前9:00～正午	担当：齊藤一義相談員
	生き生き健康教室	八森保健センター	午前10:00～午後3:00	対象：脳卒中後遺症の方 内容：健康チェック・理学療法・リハビリ体操 ※参加希望者は健康推進係へ ☎76-4608 ☎77-4050
22 木	乳児健康診査	八森保健センター	受付：午後0:30～午後1:00	対象：H23年2月～H23年3月生まれ H23年5月～H23年6月生まれ H23年8月～H23年9月生まれ
	沼田介護予防教室	沼田多目的集会所	午後2:00～午後3:30	内容：高齢者向け体操・レクゲーム・認知症の予防訓練
26 月	行政相談	八森地域福祉センター	午前9:00～正午	担当：高崎晴朗委員
	岩館地区健康教室	岩館生活改善センター	午前10:00～午前11:30	健康に関するお話ほか。 岩館第1・第2自治会の方はどなたでもご参加ください。
	八森地区健康教室	八森第1コミュニティセンター	午後1:30～午後3:00	健康に関するお話ほか。 八森第1・第2・第3自治会の方はどなたでもご参加ください。
27 火	行政相談	はつらつ苑	午前9:30～午前11:30	担当：中山朱子委員

八峰町役場(代表) ☎76-2111
 税務課 ☎76-4604
 福祉保健課 ☎76-4608
 幼児保育課 ☎76-4612
 八森保健センター ☎77-4050

総務課 ☎76-4601
 産業振興課 ☎76-4605
 農林振興課 ☎76-4609
 町民生活課 ☎76-4614
 八峰消防署 ☎76-3119

管財課 ☎76-4602
 会計課 ☎76-4606
 建設課 ☎76-4610
 ファガス ☎77-2816
 八森駐在所 ☎77-3110

企画財政課 ☎76-4603
 議会事務局 ☎76-4607
 農業委員会 ☎76-4611
 峰栄館 ☎76-2323
 峰浜駐在所 ☎76-2110

議事を傍聴しませんか

八峰町議会12月定例会の会期は12月20日(火)～22日(木)で、一般質問は21日(水)の午前10時から行われます。

町民の生活に直結した重要な問題が審議されている議会は誰でも傍聴できますので、町政の動きについてご理解を深めるためにご活用ください。

なお、団体が傍聴される場合は、事前に下記までご連絡くださるようお願いいたします。

■問合せ・連絡先 八峰町議会事務局 ☎76-4607

児童生徒の安全確保にご協力を

町内小中学校は12月26日(月)から1月13日(金)まで冬休みとなります。児童生徒の健全育成と安全を守るため、地域住民の皆様へ下記についてご協力をお願いします。

1. 屋外で見かけた際は「おはよう」「こんにちは」など、一声かけてくださるようお願いいたします。
2. 暗くなってきたら、早めに家へ帰るように「声かけ」をお願いします。
※小学校では午後4時30分まで、中学校では午後5時までに帰宅するように指導しています。(防災無線は午後4時に放送します。)
3. 道路上で危険な行為を見かけたら、注意をお願いします。
4. 奉仕活動をする子どもたちを見かけたら、見守りと温かい励ましの声をお願いします。

■問合せ先 八峰町教育委員会 ☎77-2816

事務所貸付けのお知らせ

旧八森庁舎跡地にある旧事務所をお貸しします。倉庫、事務所等に利用してみませんか。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

- 事務所の場所 八峰町八森字中浜63番地
- 事務所の構造 木造平屋建て 約30坪
- 問合せ・申込先 八峰町管財課 ☎76-4602

元旦糠森登山に参加しませんか

- 日時 平成24年1月1日(日) 集合：午前9:00
- 集合場所 ビューシーライン(八森中学校裏手)
参加する方は当日集合場所にお越しください
- 問合せ先 真瀬山の会：伊勢(八峰町管財課内) ☎76-4602

平成23年度「NHK海外たすけあい」にご協力を!!

今なお紛争や災害で苦しんでいる人や、恵まれない人にあたたかい手を差し伸べる平成23年度「NHK海外たすけあい」キャンペーン(主催：日本赤十字社、日本放送協会、NHK厚生文化事業団)が、今年も12月1日から25日までの間実施されます。

このキャンペーンでは、戦争や紛争或いは自然災害の被災者救援などの緊急救援事業や飢餓や疾病に苦しむ人々への支援などの開発協力事業の充実・発展に役立てることにしております。

寄附金の受付窓口は下記のとおり予定しております。ご協力をお願いします。

- 受付窓口
郵便局・秋田銀行・北都銀行・農協・漁協・NHK放送局・日本赤十字社秋田県支部・秋田赤十字病院・秋田県赤十字血液センター・アトリエ献血ルーム・献血ステーション・秋田赤十字乳児院・日本赤十字秋田看護大学

※振込用紙は上記受付窓口にて準備しています。手数料は無料です。

■問合せ先 八峰町福祉保健課 福祉係 ☎76-4608

必ずチェック最低賃金! 使用者も 労働者も

秋田県の最低賃金が、2円引き上げられ時間額「647円」に改正されました。

臨時、パート、アルバイト等、県内すべての労働者に適用され、労使合意のうえであったとしても、最低賃金額以上の賃金を支払わないことは、最低賃金法違反となります。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

■問合せ先 秋田労働局賃金室 ☎018-883-4266

今月の納期

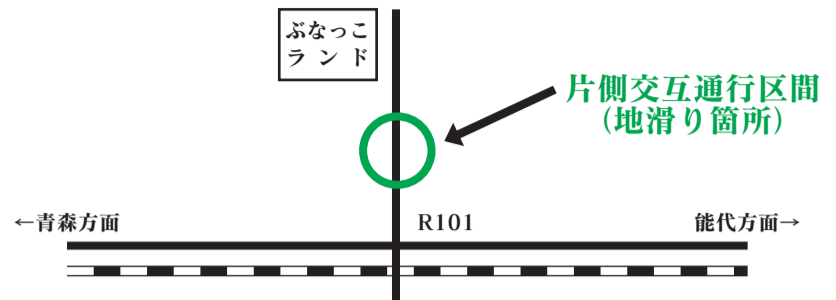
12月は固定資産税第4期、国民健康保険税第5期、介護保険料第6期、後期高齢者医療保険料第6期の納付月です。忘れずに納付しましょう。

- 納期限 12月28日(水)
- 問合せ先 税は税務課へ ☎76-4604
保険料は町民生活課へ ☎76-4614

町道真瀬線法面の地滑りに伴う通行規制のお知らせとお願い

先の豪雨により町道真瀬線において地滑りが発生し、現在、一部の区間において片側交互通行を行っております。

また、今後の降雨状況により、地滑りの発生が懸念されますので、通行の際には十分ご注意ください。



■問合せ先 八峰町建設課 ☎76-4610

町営住宅入居者募集

かもめ団地9号棟が空き家となりましたので、下記のとおり入居者を募集します。

■かもめ団地9号棟(H5年度建築、H21外壁・屋根リフォーム済み)

- ・入居所在地 八峰町八森字岩館塚の台86番地9
- ・募集戸数 木造2階建て1戸(2LDK)
1階…リビング、台所、洗面・脱衣室、浴室、トイレ
2階…和室、洋室
- ・入居可能日 平成24年1月下旬を予定
- 家賃 月額16,900円～25,200円(敷金は入居時家賃の3か月分)
※入居者(同居者を含む)の収入に応じた月額家賃となり、毎年見直しされます。

■入居資格者及び条件

- ・同居する親族がいること。(婚姻予定者でも可)
- ・現に住宅に困窮していることが明らかな方であること。
- ・自己名義の住宅や共有名義の住宅が無いこと。
- ・町税等の滞納が無いこと。
- ・収入に制限があります。・犬、猫等のペットは禁止です。
- ・申込者及び同居者が暴力団員でないこと。
- ・その他町営住宅に関する条例等による。

■申込方法と期限

申込用紙を八峰町建設課に備えつけてありますので、所定事項を記入のうえ、12月26日(月)までに申し込みください。
※都合により来庁できない場合は、郵送しますのでご連絡ください。

※申込用紙はホームページからダウンロードできます。

※応募者多数の場合は抽選となります。

■問合せ・申込先 八峰町建設課 町営住宅担当 ☎76-4610

戦没者遺族相談員及び戦傷病者相談員をお知らせします

■戦没者遺族相談員

氏名	鎌田 賢治	三浦 正義
住所	能代市須田字屋布添52-1	三種町鹿渡字八幡越21-3
電話番号	54-5064	87-2924

相談内容 戦没者遺族の各種年金・給付金等に関する相談
生活上の問題や利用可能な福祉制度等に関する相談

■戦傷病者相談員

氏名	芳賀 敬	成田 コト
住所	能代市若松町1-11	能代市二ツ井町下野家後101-4
電話番号	53-2241	73-3529

相談内容 戦傷病者の各種年金・給付金等に関する相談
生活上の問題や利用可能な福祉制度等に関する相談

北朝鮮人権侵害問題啓発週間～12月10日から16日まで～

現在、日本政府では17名の日本人を北朝鮮による拉致被害者として認定しています。

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務が定められるとともに、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

日本人拉致容疑事案について情報をお持ちの方は能代警察署(☎52-4311)までお知らせください。